**建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習受講申込書**

【 令和 年 月 ・ 日開催分 】

※修了証番号　　　　　　　 　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　受付第　　 　　　　号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 生年月日 | 昭和平成　　 |  年　　　月　　　日 |
|  |
| 現 住 所 | 〒 － |
| 連絡先電話： （ ） |
| 建築物等の鉄骨の組立て等作業の経験年数 | 昭和平成令和 | 年　　　月から | 昭和平成令和 | 年　　 月まで　　　年　　　カ月間 |
| ( 作 業 経 験 年 数 は、申 込 書 作 成 日 の 前 月 ま で の 年 数 を 記 入 し て 下 さ い。 ) |
| 受講に必要な学歴 | (当該作業の経験が3年以上ある場合は記入の必要ありません) |
| 所　　　属 | 事業所名 |  | ℡ | （　　　　） |
| 所 在 地 | 〒　　　　－ |
| 事業主証明証明に当たっては下記備考１、２をご覧ください。 | 　上記のとおり特別教育の修了及び作業経験に相違ないことを証明いたします。　事業所名及び所在地　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 (下記備考２による証明者：役職・氏名 印 ) |
| 講習の一部免除資格 (裏面２による) | 該当免除事由を○で囲んで下さい。(Ａ) (Ｂ) (Ｃ) (Ｄ) (Ｅ) (Ｆ) (Ｇ) (Ｈ) (Ｉ) |
| 建災防宮城県支部 | 会 員 ・ 会 員 外（○で囲んでください） | 予約ＩＤ№（ ） |

写

真

**(３㎝×２.４㎝)**

１ 枚

上記のとおり申し込みます。

令和　　　年　　　月　　　日

受講者氏名

**建設業労働災害防止協会 宮城県支部長　殿**

**【 備 考 】 受講者が事業所の代表者である場合の実務経験証明欄の記入について**

１．法人格を持たない個人事業主の方は、実務経験を熟知している元請業者もしくは同業者から実務経験を証明して頂いて下さい。

２．法人の代表者自身が受講する場合は代表者名での証明に加えて、自社の他の役職者を証明者として連記して下さい。

|  |
| --- |
| ※建災防使用欄 |
| 実施管理者 | 受付者 |
|  |  |

※ 写真(3㎝×2.4㎝)を１枚、右の枠に貼ってください。(修了証の写真になりますので、正面、脱帽、上三分身で撮影された画像の鮮明な

写真でお願いいたします。)

※ 受講資格、一部免除等については裏面をご覧下さい。

**※ 人材開発支援助成金を申請する方は、必要事項を記入した後、申込書のコピーを撮っておいて下さい。**

**また、助成金申請書用紙は当支部ホームページの様式一覧よりダウンロードして下さい**

**【受講申込書の記入にあたって】**

１．この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。

誤りのないよう正確に記入して下さい。

２．本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、

受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

【鉄骨】

**１．受講資格**

 (１) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業（以下「建

築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者

(２) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以

上建築物等の鉄骨の組立て等の作業コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有する者

(３) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力

開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了

した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

(４) 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業

訓練のうち同令別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者

で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

(５) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能

開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する

省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以

下「旧能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六

十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行

われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓

練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者で、その後２年以上建築物等の鉄

骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

(６) 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の

訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われた

ものを含む。）を修了した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

(７) 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓

練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練

法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われ

たものを含む。）を修了した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

(８) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附

 則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程

の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別

表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練の

うち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て

等の作業に従事した経験を有する者

**※ (２)～(８)のいずれかに該当し受講される方は、卒業証明書又は修了証書のコピーを添付して下さい。**

**２．講習の一部免除資格**

(A) １の受講資格（３）に該当する者

(B) １の受講資格（４）に該当する者

(C) １の受講資格（５）に該当する者

(D) １の受講資格（６）に該当する者

(E) １の受講資格（７）に該当する者

(F) １の受講資格（８）に該当する者

(G) 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者

(H) 職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種

の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

(I) 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者

(J) コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者

**※ 講習の一部免除を受けようとする方は、その資格を有することを証明する書面の写しを添付して下さい。**